

当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(a) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人であります。

(b) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(c) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の報酬の内容等を決定する機関として、指名・報酬等経営諮問委員会を設置しております。指名・報酬等経営諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役（監査等委員である独立社外取締役を含む）が占め、かつ、委員長は、独立社外取締役の中から選任することとしており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役が受ける個人別の報酬等の額及び内容を決定しております。指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役が受ける個人別の報酬等の額の決定権限について、株主総会の決議の範囲内において、かつ取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬規程（以下、「取締役報酬規程」と表記）に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において裁量を有しております。

なお、監査等委員である取締役（以下、監査等委員と表記）の報酬については、株主総会の決議の範囲内において、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員の協議により決定しております。

3. 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2023年4月～2024年3月）
指名・報酬等経営諮問委員会	2回

(注) 1. 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行にかかる対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 委員会の開催回数は、報酬にかかる開催回数を記載しております。なお、書面開催回数（1回）は含めておりません。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行では、取締役会で制定した「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

具体的な体系、決定方法などの概要は次のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。

① 「基本報酬」

- ・ 役位に応じた業務執行の役割と責任に対する「基本給」及び「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。

- ・ 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。

② 「賞与」

- ・ 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。

- ・ 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。

- ・ 個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。

- ・ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

③「業績連動型株式報酬」

- ・当行では、業績連動報酬及び非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本③項において同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、その内容は以下のとおりであります。
 - a 取締役の報酬と当行の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。
 - b 当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式及び当行株式換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という）の交付及び給付（以下、「交付等」という）が行われる制度です。
 - c 当行は、取締役に對し、「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定める、役員に応じた株式報酬基準額・業績連動指標・業績連動係数に基づき算定された「固定ポイント」と「業績連動ポイント」を毎年原則6月に個人別に付与します。ただし、取締役に付与する1事業年度あたりのポイントの総数は600,000ポイントを上限としております。
 - d 1ポイントは当行株式1株とし、取締役は原則退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けます。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定めております。
 - e 株式報酬基準額は、役員や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしており、これら全体を考慮した取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
 - f 業績連動指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（ウェイト50%）と当行単体の経常利益（ウェイト50%）であります。また、親会社株主に帰属する当期純利益を選択した理由は、当行の業績指標の中で最も重要な指標と判断したためであり、当行単体の経常利益を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切と判断したためであります。
- なお、当事業年度における業績連動指標の目標と実績は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

業績連動指標	目標	実績
親会社株主に帰属する当期純利益	11,100	12,830
経常利益（当行単体）	15,900	17,714

取締役会は、取締役の役員に応じた支給上限額を定めるとともに、指名・報酬等経営諮問委員会の過半数を独立社外取締役（監査等委員である独立社外取締役を含む）とし、その委員長も独立社外取締役とするなど、同委員会の権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員の報酬については、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとし、個別の支給額は、監査等委員会の協議により決定します。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。また、対象従業員等の報酬額の決定に当たっては、当グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みとなっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（2023年4月～2024年3月）は、連結・単体ともに以下のとおりです。

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳						賞与	退職慰労金
			固定報酬 の総額	基本 報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	変動報酬 の総額	基本 報酬	業績連動型 株式報酬		
対象役員（除く社外役員）	10	262	214	214	—	48	—	48	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりであります。但し、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰り延べることであります。なお、当該ストック・オプション制度は既に割り当てられているものを除き廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

	行使期間
株式会社北洋銀行 第1回新株予約権	2015年7月16日から2045年7月15日まで
株式会社北洋銀行 第2回新株予約権	2016年7月16日から2046年7月15日まで
株式会社北洋銀行 第3回新株予約権	2017年7月15日から2047年7月14日まで

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。